

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	寝屋川市 寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第1項、第6項、第7項及び第10項による事務に係る基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は、老人医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年寝屋川市条例第27号)の一部改正に伴い、寝屋川市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年寝屋川市条例第37号)は、平成30年4月1日に廃止されていますが、寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例(平成29年寝屋川市条例第27号)附則第7条の規定により、この事務は平成33年3月31日までの間に限り効力を有します。

## 評価実施機関名

寝屋川市長

## 公表日

令和8年1月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寝屋川市 寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第1項、第6項、第7項及び第10項による事務
②事務の概要	寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第1項、第6項、第7項及び第10項による事務であって、老人に対し医療費の一部を助成することにより、老人の健康の保持及び福祉の増進を図る。
③システムの名称	基幹系システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
老人医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第1(1)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民サービス部医療助成担当
②所属長の役職名	医療助成担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-825-2195
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民サービス部医療助成担当 〒572-8544 大阪府寝屋川市早子町12-16 072-800-7108
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[ ○ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムを使用する際、端末へのログイン時に顔認証及びID・PASSの入力、さらにシステムログイン時には各自に割り当てられた別のID・PASSの入力が必要となっているため、権限のない者には使用できないようになっている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月10日	所属長	今岡 崇	法元 俊行	事後	
平成29年10月10日	対象人数	2016/4/1	2017/10/1	事後	
平成29年10月10日	取扱者数	2016/4/1	2017/10/1	事後	
平成30年10月15日	評価書名及び事務名	(評価書名) 寝屋川市 寝屋川市老人医療費の助成に関する	(評価書名) 寝屋川市 寝屋川市身体障害者及び知的障害者	事後	
平成30年10月15日	「表紙」の特記事項		寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年寝屋川市条	事後	
平成30年10月15日	「5評価実施機関における担当部署」の②所属長の役職名	法元 俊行	保険事業室課長	事後	
平成30年10月15日	対象人数	2017/10/1	2018/4/1	事後	
平成30年10月15日	取扱者数	2017/10/1	2018/4/1	事後	
平成30年10月15日	IV リスク対策		新様式への変更	事後	
令和2年7月3日	対象人数	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年7月3日	取扱者数	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年7月3日	請求先	072-824-1181	072-825-2195	事後	
令和2年7月3日	連絡先	健康部保険事業室 072-824-1181	市民サービス部医療助成担当072-812-2363	事後	
令和2年7月3日	部署	健康部保険事業室	市民サービス部医療助成担当	事後	
令和2年7月3日	所属長の役職者名	保険事業室課長	医療助成担当課長	事後	
令和2年10月9日	連絡先の住所	〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1	〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28-22	事後	
令和3年12月24日			令和3年3月31日廃止	事後	
令和7年7月8日	「表紙」の特記事項	令和3年3月31日廃止		事後	
令和7年7月8日	IV リスク対策 8		[○]人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年7月8日	IV リスク対策 11		[3] 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	事後	
令和8年1月19日	連絡先	市民サービス部医療助成担当 〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28-1	市民サービス部医療助成担当 〒572-8544 大阪府寝屋川市早子町12-16	事後	
令和8年1月19日	11.最も優先度が高いと考えられる対策	システムを使用する際、静脈認証が必要となっているため、権限のない者には使用できないよ	システムを使用する際、端末へのログイン時に顔認証及びID・PASSの入力、さらにシステムロ	事後	